



メルボルン日本人学校

児童生徒の携帯電話使用に関する方針

本方針に関するご質問は学校事務(03-9528-1978)までお問い合わせください。

目的

本方針は、就学時間内における児童生徒の携帯電話およびその他の個人用モバイル端末の使用に関する本校の方針要件および要請事項を学校関係者に対して説明するものである。

適用範囲

本方針の適用範囲は以下のとおりとする。

1. 本校に在学する全児童生徒
2. 休憩時間や昼休みを含む、就学時間内に本校敷地内に持ち込まれた児童生徒個人の携帯電話およびその他の個人用モバイル機器

方針

本校は、特に通学時に保護者の付き添いがない場合など、児童生徒が個人の携帯電話を学校に持ち込む状況があることを理解している。

本校において、

- 携帯電話を学校に持ち込む児童生徒は、就学時間内は電源を切り、安全に保管する
- 特定の条件が満たされた場合、本方針の例外が適用される場合もある(詳細は以下参照)
- 緊急事態における保護者または監護者から子どもへの連絡は、本校事務に電話する

例外を認められた児童生徒は、その目的の範囲内で安全に、倫理的に、そして責任を持って携帯電話を使用する。

安全な保管

本校の児童生徒が所有する携帯電話は貴重品と見なされ、学校への持ち込みに関しては、所有者（児童生徒または保護者・監護者）の責任でこれを行う。児童生徒は、やむを得ない理由がない限り携帯電話を学校に持ち込まない。本校は事故による物的損害および盗難に対する損害保険に加入していないため、児童生徒およびその保護者・監護者は、貴重品に対する適切な保険に加入することが望ましい。

児童生徒が携帯電話を学校に持ち込む場合、本校事務室に預ける必要がある。本校は預かった携帯電話を施錠可能な棚に保管する。

執行

校内において個人の携帯電話を不適切に使用した場合、児童生徒は、当校が定める[子どもの安全と福祉に関する方針](#)または[いじめ防止に関する方針](#)の規定と同様の処分の対象となる場合がある。

本校における携帯電話の不適切な使用とは、例外が認められている場合を除く就学時間内の使用であり、特に以下のような携帯電話の使用を指す。

- 他児童生徒の学習を妨害するような使用
- 嫌がらせまたは脅迫的な、不適切なメッセージの送信や通話を伴う使用
- ネットいじめを含むソーシャルメディアの不適切な使用への関与
- 児童生徒、教師および学校関係者に対し、許可なしでのビデオ・写真撮影
- トイレ、更衣室、シャワールーム、プールまたはジムにおけるビデオ・写真撮影
- 試験中の使用

例外

本方針の例外の適用

- 以下のような特定の条件が満たされていれば、就学時間内の携帯電話の使用に対し、本方針の例外が適用される場合がある。
 - 児童生徒の健康および福祉に関連する場合
 - 児童生徒が本校の敷地外にいる際のリスク管理に関する場合
- 校長の判断により許可される場合がある

宿泊学習、校外学習および課外活動

本校では、宿泊学習、校外学習、課外活動への児童生徒による携帯電話の持ち出しは許可されていない。

適用除外事項

以下の事項は、本方針の適用外とする。

- 就学時間外の行事
- 登下校時

承認

作成日	2024年11月
審議	教職員、学校運営理事会
承認者	学校運営理事会
承認日	2024年11月
再評価予定日	2026年11月

本方針は英語で作成され、日本語版はあくまで参考として翻訳されています。英文版が正本である為、これら両言語版の間に矛盾抵触がある場合は英文版が優先されます。